平成２１年（フ）第１８５号
岐阜県大垣市中川町１丁目38番地　クレヨンハウスＡ203寸田製菓株式会社社宅内、住民票上の住所岐阜県中津川市苗木5714番地の１
破産者　山浦　信子（旧姓木場）
１　決定年月日　平成22年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１９７号
岐阜県多治見市滝呂町１丁目65番地
破産者　安藤三和子
１　決定年月日　平成22年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２０年（フ）第５１号
三重県松阪市久保町1781－９　Ｓｏｍｅｄａｙ　２Ｆ－202号、開始決定時の住所三重県松阪市宮町283番地６
破産者　重光　洸民
１　決定年月日　平成22年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２０年（フ）第６８号
三重県伊勢市岩渕１丁目６番26号
破産者　株式会社岩本組
１　決定年月日　平成22年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第６８号
三重県志摩市阿児町神明711番地２
破産者　沼田　陸生
１　決定年月日　平成22年１月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５８９号
群馬県渋川市渋川1204番地15、開始決定時の住所群馬県前橋市富士見町時沢998番地12
破産者　丸山　光治
１　決定年月日　平成22年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２４３号
埼玉県熊谷市河原町１丁目115番地　タカギハイツ202号
破産者　歸山ユリ子
１　決定年月日　平成22年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４１３号
埼玉県熊谷市別府１丁目64番地18
破産者　水田美代子
１　決定年月日　平成22年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２３３８号
横浜市金沢区金沢町210番地　長澤荘101
破産者　香取　　太
１　決定年月日　平成22年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７０８号
愛知県瀬戸市福元町136番地の２
破産者　髙石早与子
１　決定年月日　平成22年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８６５号
名古屋市中区大須４丁目11番44号　チサンマンション上前津602号、開始決定時の住所名古屋市中区千代田３丁目25番３号　レオパレス千代田202号
破産者　倉石　久雄
１　決定年月日　平成22年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第６２０５号
大阪府枚方市三矢町１番12―304号
破産者　佐藤　　浩
１　決定年月日　平成22年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０２２号
大阪府東大阪市柏田本町12番13号
破産者　ミサキ工芸こと葉山修こと　朱　　康聖
１　決定年月日　平成22年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２９２号
大阪市東淀川区柴島２丁目14番31号　シャンブル淀川Ａ102号
破産者　片岡　信廣
１　決定年月日　平成22年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２９３号
大阪市東淀川区柴島２丁目14番31号　シャンブル淀川Ａ102号
破産者　片岡　明美
１　決定年月日　平成22年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７７４号
大阪市東住吉区南田辺３丁目28番２号
破産者　山内義一郎
１　決定年月日　平成22年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２８３号
大阪市淀川区木川西２丁目13番22号、前住所大阪市淀川区木川西２丁目21番９号
破産者　池田　　敦
１　決定年月日　平成22年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１９７号
大阪府高槻市宮野町12番26号
破産者　柳洋一こと　柳　　洋杓
１　決定年月日　平成22年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４０５号
大阪市浪速区塩草２丁目４番６号キャッスルマンション601号
破産者　川口　哲史
１　決定年月日　平成22年１月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部